

平成 18 年 № 6

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程

改正理由

在任できる年数の規定を再任できる回数の規定に改め，残任期間であっても 1 期としてカウントすることにより，選考のサイクルにずれが生じないようにするものである。

承認経過

平成 18 年 1 月 17 日 博士研究科委員会 審議承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 1 月18日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第 5 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程（平成 8 年規程第 9 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部改正について

改正理由：在任できる年数の規定を再任できる回数の規定に改め，残任期間であっても１期としてカウントすることにより，選考のサイクルにずれが生じないようにするものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （研究科長の任期） 第４条 研究科長の任期は２年とし，<u>１回に限り再任されることができる。</u> ２ 前条第１項第２号から第４号<u>までの</u>規定により選考された者の任期は，前任者の残余の期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年１月18日から施行する。</u>	〔省略〕 （研究科長の任期） 第４条 研究科長の任期は２年とし，<u>再任を妨げない。ただし，引き続き４年を超えて在任することはできない。</u> ２ 前条第１項第２号から第４号の規定により選考された者の任期は，前任者の残余の期間とする。 〔省略〕